

保護者各位

インフルエンザ等学校感染症への対応について

保護者の皆様には、御子息の健康状態を把握し、発熱等の症状が見られた場合には、登校を自粛して速やかに医療機関を受診させて下さい。

(インフルエンザ等の学校感染症の場合、出席停止となり欠席扱いにはなりません。尚、欠席連絡の際には「インフルエンザ検査の為の通院」等の旨をお伝え下さい。)

学校の対応は以下の通りになっておりますが、ご不明な点がございましたら、保健室または担任までお問い合わせ下さい。

1. インフルエンザと診断された場合は、必ず学校にご連絡下さい。尚、治療して学校に登校する場合は、「インフルエンザ治癒証明書」(ホームページのこの後にあります)に保護者の方がご記入・捺印の上、受診した際に病院で渡された文書(受診した日付、生徒名、処方薬の名称や説明などの書かれているもの)の写しを添付して、担任に提出してください。

※受診の際に病院で渡された文書の写しがない場合は、登校前に再度病院を受診し、この用紙の保護者氏名のところに病院名や医師名を記入し、捺印してもらってください。

2. 発熱等のインフルエンザに似た症状がみられ医療機関で受診し、診断結果がインフルエンザでなかった場合は、病院で「インフルエンザ疑いによる通院証明書」(ホームページのこの後にあります)これに記入してもらってください。

※この通院証明書の代わりに、インフルエンザの検査をしたことが分かる「診療明細書(日付、生徒名、検査内容が記載されているもの)」の写しを提出してもかまいません。

3. インフルエンザで学級閉鎖となった場合は、学級閉鎖最終日(翌日から登校する日)の朝に以下の①②の症状がある場合は、学校に連絡をお願いします。

①インフルエンザ(いつから登校可能かが分かればそれもお知らせください)

②発熱などインフルエンザに似た症状

その結果、学級閉鎖を継続する場合は、城北メールやツイッター等で延長をお知らせします。

4. インフルエンザ以外の学校感染症の場合には、病院で「登校開始許可証明書」(ホームページのこの後にあります)に記入してもらってください。

学校感染症の出席停止の基準

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1種の感染症		治癒するまで
第2種の感染症	インフルエンザ	・発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで（※）
	百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	・解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	・発しんが消失するまで
	水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種及びその他の感染症		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（※）インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザは発熱した日を0日とします。以下の表をご参照ください。

	発症日（0）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
解熱した場合 発症後1日目に	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能	解熱後2日たって も、発症後5日た たないと登校でき ません。	
	出席停止 →								
解熱した場合 発症後3日目に	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止 →								
解熱した場合 発症後5日目に	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止 →								